

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|--|-------------------------------------|
| 部 課 室 等 名 | 市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当 | |
| 許 認 可 等 名 | 徳島市民富田夜間運動場の利用料金の減免 | |
| 根 拠 法 令 | 徳島市体育施設条例 | |
| 根 拠 条 項 | 第10条 | |
| 連 絡 先 | 東富田体育協会（連絡先は文化スポーツ振興課（電話 621-5426）までお問い合わせください。） | |
| 審 査 基 準 | 基 準 | 利用料金を減免できる場合は、別紙「利用料金の減免規程」のとおりとする。 |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定（令和 6年 2月 1日最終変更） |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由) | 総日数 即日 |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定（令和 年 月 日最終変更） |

審查基準

基 準